

クリエイティブ・トラスト： リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)

ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建)

運用報告書 (全体版)

作成対象期間：第6期(平成26年2月1日～平成27年1月30日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド(米ドル建)(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第6期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(米ドル建)
信託期間	クリエイティブ・トラストは、繰上償還される場合を除き、平成14年5月6日から100年間存続します。なお、ファンドの運用開始日は、平成21年10月28日です。
運用方針	ファンドの投資目的は、直接また間接的に発生したファンドの報酬および費用等を控除後に、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加株式(以下「連動先ファンド」といいます。)の運用実績から利益を得る機会を投資者に提供することです。
主要投資対象	米ドル建てEMTN
ファンドの運用方法	ファンドは、EMTNへの投資を通じて、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エスが運用するCTA戦略の連動先ファンドに連動した運用成果を目指します。
主な投資制限	<p>(i) ファンドは、(a) いかなる種類の株式または出資への投資も行わず、また (b) 株式に投資する契約型投資信託の受益証券および会社型投資信託の株式を含む、他の投資信託の株式または受益証券に投資しません。</p> <p>(ii) 空売りされる有価証券の時価総額は、いつでも、ファンドの純資産価額を超えてはなりません。</p> <p>(iii) ファンドの純資産価額の15%を超えて、即時に換金できない私募株式、未上場株式または不動産等流動性を欠く資産に投資することはできないものとします。ただし、管理会社は、ファンドの資産のすべてを、ソシエテ ジェネラルまたはその関連会社の発行した一または複数の銘柄の有価証券に投資することができます。</p> <p>(iv) 管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引は、禁止されています。</p> <p>上記の投資制限に加え、ファンドは、以下の投資制限に従います。</p> <p>■デリバティブ取引の制限</p> <p>ファンドは、いかなるデリバティブ取引(差金決済されない通貨先渡取引を除きます。)等も行いません。</p>
分配方針	管理会社は、分配宣言を行うことができますが、現在ファンドについて分配宣言を行う予定はありません。ファンドが獲得する収益は、費用の支払に充当され、余資はファンドに再投資され、受益証券の価額に反映されます。 前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

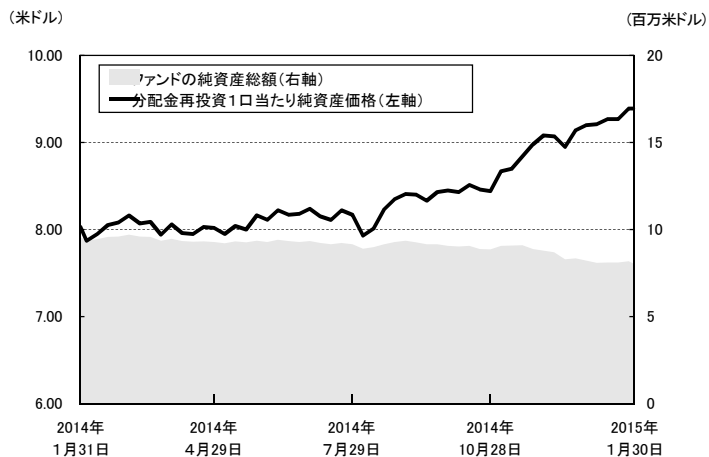
管理会社：リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス

代行協会員：新生銀行

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第5期末の1口当たり純資産価格：

8.03米ドル

第6期末の1口当たり純資産価格：

9.39米ドル

騰落率：

16.94%

- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものですが、ファンドは分配金を支払っていないため、受益証券1口当たり純資産価格と同一です。以下同じです。
- (注2) 1口当たり純資産価格、純資産総額および騰落率は、ファンドの財務書類に記載された数値に基づいていますので、月次報告書に記載された数値とは異なる場合があります。以下同じです。
- (注3) 騰落率は、受益証券1口当たり純資産価格に基づき算出しています。以下同じです。
- (注4) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注5) ファンドにベンチマークは設定されておりません。

1口当たり純資産価格の主な変動要因

ファンドは2009年10月28日、受益証券1口当たり当初募集価格10米ドルで運用が開始されました。2015年1月30日現在、1口当たり純資産価格は9.39米ドルで、前期末の8.03米ドルに対し16.94%上昇しました。

当期中、連動先ファンドが19.79%上昇したため、ファンドの純資産価格も上昇しました。

■分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

●平成26年2月1日から平成27年1月30日までの市場概況

期初、中国経済の減速やアルゼンチン・ペソの急落を受け新興国市場への警戒が高まる中、世界の株式市場は低迷しました。しかし、その後は好調な欧米企業の決算、中国での景気指標の改善やウクライナ情勢に対する懸念の後退などが好感され、世界の株式市場は堅調に推移しました。ウクライナや中東における地政学的リスクの高まり、欧州経済指標の悪化など世界経済への先行き不透明感から株式市場が一時調整しました。しかし、米国を中心に企業業績が引き続き良好であるとの見通しが広がったこと、日銀の予想外の追加緩和発表や欧州中央銀行（ECB）による追加的金融緩和への期待、中国人民銀行の利下げなどが支援材料となり、世界の株式市場は上昇しました。12月以降、原油価格の下落やギリシャの政情不安などにより世界の株式市場は不安定な動きとなりました。

主要株式市場は、その指数に反映されたように、概ね上昇して終了しました。日経平均株価は、平成27年1月30日現在17,674.39円の水準をつけ、当該期間中、約19%の上昇となりました。同期間中、DJユーロ・ストックス50指数はおよそ11%上昇、S&P500種指数は約12%上昇、香港ハンセン指数は約11%上昇しました。

当該期間中、外国為替市場については、米ドルは円に対して上昇、ユーロに対しても上昇しました。平成27年1月30日現在、ユーロ対米ドルの為替レートは1ユーロ=1.1291米ドル、また米ドル対円の為替レートは1米ドル=117.49円となりました。

当該期間中、フェデラル・ファンド・レートは据え置きとなりましたが、ECB（欧州中央銀行）は政策金利を0.05%に引き下げました。米国長期金利は一時上昇しましたが当該期間末には低下しました。ユーロ長期金利は期を通して低下しました。

円金利については、長期金利は一時上昇しましたが、当該期間末には低下しました。円の短期金利は期を通して低下しました。

■投資環境およびポートフォリオについて

●当期（当会計年度）中の純資産価格の推移

ファンドは平成21年10月28日、受益証券1口当たり当初募集価格10米ドルで運用が開始されました。平成27年1月30日現在、1口当たり純資産価格は9.39米ドルで、前期末の8.03米ドルに対し16.94%上昇しました。

●投資環境と連動先ファンドにおけるCTA戦略の動向

期初の2月、CTA戦略は、株式と債券が好調でコモディティと外国為替は苦戦しましたが、総じて堅調な月となりました。また、長期CTA戦略もプラスのリターンに貢献しました。しかし、3月はCTA戦略にとって厳しい月となりました。コモディティ、とりわけエネルギーの長期エクスポージャーがパフォーマンス悪化の主因となりました。また、大半の戦略は欧州と北米の両市場で株式に対してロングのポジションを取っていましたが、この両市場間の非相関が主な変動要因となり、「伝統的に」米国に軸足を置くCTA戦略が堅調な北米経済の恩恵を受ける一方で、リスク分散型戦略は欧州エクスポージャーから損失を被りました。4月は大半の短期と長期CTA戦略でプラスのリターンとなり、CTA戦略にとって世界的に良好な月となりました。コモディティも3月のマイナスから回復し、世界市場全般でCTA戦略のパフォーマンスを牽引する主な要因となりました。5月、6月もCTA戦略ファンドは好調で、大半のファンドがプラスのパフォーマンスで月末を迎えました。なかでも、6月の株式市場や債券市場へのロング・ポジションが5月以降実を結び始め、年初来の損失をほぼ埋め合わせつつありました。地政学的な緊張が高まった7月、CTA戦略ファンドはまちまちのリターンとなりました。「安全な逃避先」と目される欧州債券のロング・ポジションにより、ほとんどの長期CTA戦略ファンドはプラスのリターンとなりましたが、短期CTA戦略ファンドはマイナスのリターンで月末を迎えました。8月は月初こそ苦戦したものの、CTA戦略ファンドにとって好調な月となりました。市場のリスク回避姿勢が強まる中、ECB（欧州中央銀行）の金融緩和姿勢もあり、ほとんどの利益が債券市場から生まれました。9月は、

マリオ・ドラギECB総裁の発表、米連邦準備制度理事会（FRB）のコメントと市場の反応、それにスコットランド独立を巡る国民投票といった市場を揺さぶる出来事がいくつかありました。CTA戦略ファンドは、これまでのエクスポージャーを維持しながら、こうした市場イベントをどうにか利益につなげることができました。パフォーマンスに最も寄与したのはコモディティでした。金属と農産物を筆頭にショート・ポジションを維持していたため、当月、あらゆるコモディティで見られた下落の動きを有利に活用できたことが奏功しました。また、外国為替セクターも大きくリターンに貢献しました。10月は、欧州および米国株式市場が月初に大幅に下落したことを受け、ほとんどのファンドが所有していた株式のロング・エクスポージャーに大きな影響を与えました。短期CTA戦略ファンドはプラスのリターンを出しましたが、長期CTA戦略ファンドは損失を出しました。11月は、CTA戦略にとって輝かしい月となりました。株式市場の上昇と国債の利回り低下から、ここ10数年で最高のパフォーマンスを記録しました。対ユーロ、対円でのドル高により収益を上げた為替がパフォーマンスに大きく寄与しました。さらに、トレンドフォロー型のファンドは、今夏以降続いている原油価格の下落からも収益を上乗せしました。12月、ほとんどの資産クラスがパフォーマンスにプラスに寄与しました。中でも、もっとも利益をあげたポジションは、当然のことながら原油のショート・ポジションで、原油価格の急落で利益をあげました。CTA戦略ファンドにとって平成26年は平成20年以降で最良の年となり、精彩を欠いてきた5年間に幕を閉じました。素晴らしい成果をあげて1年を終えたCTA戦略ファンドは、ECBの緩和措置発表から恩恵を得るように積極的なポジションを取っていたことから、株式市場がまちまちな状況となった1月も好調を持続し、平成27年を快調にスタートさせました。ユーロのショートと欧州株ロングのポジションで大きな利益を得ました。

●ファンドの純資産価格の動き

連動先ファンドの純資産価格の動きは、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エスのマネジド・アカウント上の複数のCTAファンドの価格を反映して推移します。当期、連動先ファンドは19.79%上昇しました。

ファンドの純資産価格の動きは、主として投資対象である米ドル建てEMTNの価格の影響を受けます。当該米ドル建てEMTNの価格はその性格上、主として連動先ファンドの純資産価格の影響を大きく受けるとともに、金利変動の影響も受け、金利が低下すると債券価格は上昇（金利が上昇すると債券価格は下落）します。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券等の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況」の「(1) 貸借対照表」ならびに注記1、2 (d)、13 (a) および14の項目をご参照ください。

■今後の運用方針

- ファンド : 今後もファンドの運用方針を遵守し、資産のほぼ全てを、米ドル建てEMTNに投資します。
- 連動先ファンド : 今後も、マネジド・アカウント上の複数のCTAファンドを組み合わせ運用を行います。

(2) 費用の明細

項 目	項目の概要	
管 理 報 酬	(a) 各受益証券の純資産価格に発行済受益証券口数を乗じた金額に対する年率0.60%の料率と、(b) 年間40,000ユーロおよび各受益証券の純資産価格に発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.30%とのより高額の管理報酬	管理報酬は、信託証書に定めるファンド資産の運用・管理等の管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。また、そのうち受託報酬は、信託証書に定めるトラストおよびファンドの資産の保管等の受託会社としての業務の対価として、監査報酬は、監査人による監査業務の対価として、保管報酬は、ファンド資産の保管業務の対価として、それぞれ支払われます。
販 売 報 酬	各受益証券の純資産価格に日本における販売会社が保有する受益証券口数を乗じた金額の年率0.60%	販売報酬は、受益証券を日本の法令、規則および目論見書に準拠して販売し、買い戻す等の業務の対価として、販売会社に支払われます。
代 行 協 会 員 報 酬	各受益証券の純資産価格に発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.10%	代行協会員報酬は、受益証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率を記載しています。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度末および第6会計年度中における各月の最終の評価日の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成22年1月29日)	27,043,452.07	3,346,086,325	9.38	1,161
第2会計年度末 (平成23年1月31日)	27,213,356.76	3,367,108,632	9.55	1,182
第3会計年度末 (平成24年1月31日)	19,219,381.55	2,378,014,079	9.17	1,135
第4会計年度末 (平成25年1月31日)	14,083,366.55	1,742,534,943	8.66	1,072
第5会計年度末 (平成26年1月31日)	9,551,099.57	1,181,757,550	8.03	994
第6会計年度末 (平成27年1月30日)	8,054,583.76	996,593,649	9.39	1,162
平成26年2月25日	9,603,608.38	1,188,254,465	8.08	1,000
3月25日	9,355,823.78	1,157,596,076	7.94	982
4月29日	9,284,635.68	1,148,787,973	8.02	992
5月27日	9,355,664.58	1,157,576,378	8.16	1,010
6月24日	9,280,290.67	1,148,250,365	8.18	1,012
7月29日	9,152,993.56	1,132,499,893	8.17	1,011
8月26日	9,290,146.41	1,149,469,815	8.35	1,033
9月30日	9,059,853.92	1,120,975,726	8.45	1,046
10月28日	8,863,851.60	1,096,724,358	8.44	1,044
11月25日	8,880,873.37	1,098,830,462	8.98	1,111
12月30日	8,215,122.28	1,016,457,080	9.20	1,138
平成27年1月30日	8,054,583.76	996,593,649	9.39	1,162

(注1) 上記数値は、評価時点ベースでの各月末の数値です。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円換算は、平成27年5月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=123.73円)によります。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売及び買戻しの実績ならびに当該年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成21年10月28日－平成22年1月29日)	2,882,412.519 (2,882,412.519)	430.000 (430.000)	2,881,982.519 (2,881,982.519)
第2会計年度 (平成22年1月30日－平成23年1月31日)	263,681.869 (263,681.869)	298,749.840 (298,749.840)	2,846,914.548 (2,846,914.548)
第3会計年度 (平成23年2月1日－平成24年1月31日)	123,941.632 (123,941.632)	875,352.384 (875,352.384)	2,095,503.796 (2,095,503.796)
第4会計年度 (平成24年2月1日－平成25年1月31日)	2,974.304 (2,974.304)	473,409.765 (473,409.765)	1,625,068.335 (1,625,068.335)
第5会計年度 (平成25年2月1日－平成26年1月31日)	8,748.167 (8,748.167)	444,888.023 (444,888.023)	1,188,928.479 (1,188,928.479)
第6会計年度 (平成26年2月1日－平成27年1月30日)	729.005 (729.005)	332,126.532 (332,126.532)	857,530.952 (857,530.952)

(注1) () の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 販売口数は、当初申込期間中の販売口数を含みます。

Ⅲ. 純資産額計算書

(平成27年1月末日現在)

	米ドル (Ⅳ. を除く)	千円 (Ⅳ. および Ⅴ. を除く)
Ⅰ. 資産総額	8,242,952.69	1,019,900
Ⅱ. 負債総額	188,368.93	23,307
Ⅲ. 純資産総額 (Ⅰ - Ⅱ)	8,054,583.76	996,594
Ⅳ. 発行済口数	857,530.952口	
Ⅴ. 1口当たり純資産価格 (Ⅲ/Ⅳ)	9.39	1,162円

IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、スイスにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文（英語）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文（英語）の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、平成27年5月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝123.73円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

独立監査人報告書

リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）の受託会社としての
ロイヤル・バンク・オブ・カナダ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、添付の2015年1月30日現在の財政状態計算書、および同日に終了した年度についての包括利益計算書、資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記で構成される、リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）（クリエイティブ・トラストのサブ・ファンド）（以下「ファンド」という。）の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準に準拠して本財務書類を作成し適正に表示すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求している。

監査には、財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、経営陣が採用した会計原則および行った見積りの合理性についての評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々は、本財務書類が、ファンドの2015年1月30日現在の財務状況ならびに同日終了年度についての財務取引およびキャッシュ・フローを、国際財務報告基準に準拠して、すべての重要な点において公正に表示していると認める。

プライスウォーターハウスクーパーズ

2015年7月23日



Independent Auditor's Report

To Royal Bank of Canada Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Lyxor Diversified CTA Fund (USD)

We have audited the accompanying financial statements of Lyxor Diversified CTA Fund (USD) (a sub-trust of Creative Trust) (the "Fund"), which comprise the statement of financial position as at January 30, 2015, and the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

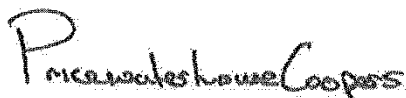
Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as at January 30, 2015, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards.



July 23, 2015

PricewaterhouseCoopers, PO Box 258, Strathvale House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

(1) 貸借対照表

クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）
 財政状態計算書
 2015年1月30日現在

	注記	2015年1月30日		2014年1月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金および現金等価物	2(h)	—	—	48,343.91	5,982
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	1, 2(d), 14	7,807,712.69	966,048	9,567,469.41	1,183,783
未収申込金	2(g)	—	—	3,000.00	371
投資有価証券売却未収金		435,240.000	53,852	—	—
資産合計		8,242,952.69	1,019,900	9,618,813.32	1,190,136
資本					
払込資本		10,642,465.65	1,316,792	13,516,639.50	1,672,414
利益剰余金		(2,587,881.89)	(320,199)	(3,965,539.93)	(490,656)
資本合計		8,054,583.76	996,594	9,551,099.57	1,181,758
負債					
銀行に対する未払金	2(h), 5	16,671.80	2,062.80	7,153.39	885
未払費用	2(i)	41,176.13	5,095	42,625.33	5,274
未払買戻金	2(g)	130,521.00	16,149	17,935.03	2,219
負債合計		188,368.93	23,307	67,713.75	8,378
資本および負債合計		8,242,952.69	1,019,901	9,618,813.32	1,190,136

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

ロイヤル・バンク・オブ・カナダ・トラスト
 ・カンパニー（ケイマン）リミテッド
 （クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型
 CTAファンド（米ドル建）の受託会社として）

リクソー・アセット・マネジメント

(2) 損益計算書

クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）
 包括利益計算書
 2015年1月30日終了年度

注記	2015年1月30日		2014年1月31日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収益				
受取利息	0.02	0	10.08	1
投資有価証券にかかる実現損失	(545,844.39)	(67,537)	(536,708.99)	(66,407)
投資有価証券にかかる 未実現損益の純変動	2,088,774.86	258,444	(131,956.06)	(16,327)
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産にかかる純損益	2(d) 1,542,930.47	190,907	(668,665.05)	(82,734)
純損益合計	1,542,930.49	190,907	(668,654.97)	(82,733)
費用				
管理報酬およびその他の報酬	3 (165,257.07)	(20,447)	(266,853.27)	(33,018)
運用費用合計	(165,257.07)	(20,447)	(266,853.27)	(33,018)
金融費用				
支払利息	2(j) (15.38)	(2)	(50.71)	(6)
金融費用合計	(15.38)	(2)	(50.71)	(6)
当期損益	1,377,658.04	170,458	(935,558.95)	(115,757)
包括損益合計	1,377,658.04	170,458	(935,558.95)	(115,757)

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）
 資本変動計算書
 2015年1月30日終了年度

注記	払込資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2013年 1月31日現在	17,113,347.53	2,117,434	(3,029,980.98)	(374,900)	14,083,366.55	1,742,535
当期包括 損失合計	—	—	(935,558.95)	(115,757)	(935,558.95)	(115,757)
受益証券 発行	6 71,100.00	8,797	—	—	71,100.00	8,797
受益証券 買戻し	6 (3,667,808.03)	(453,818)	—	—	(3,667,808.03)	(453,818)
2014年 1月31日現在	7 13,516,639.50	1,672,414	(3,965,539.93)	(490,656)	9,551,099.57	1,181,758
当期包括 利益合計	—	—	1,377,658.04	170,458	1,377,658.04	170,458
受益証券 発行	6 6,000.00	742	—	—	6,000.00	742
受益証券 買戻し	6 (2,880,173.85)	(356,364)	—	—	(2,880,173.85)	(356,364)
2015年 1月30日現在	7 10,642,465.65	1,316,792	(2,587,881.89)	(320,199)	8,054,583.76	996,594

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）
 キャッシュ・フロー計算書
 2015年1月30日終了年度

	2015年1月30日		2014年1月31日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
運用活動からのキャッシュ・フロー				
金融資産購入額	(8,965,540.00)	(1,109,306)	—	—
金融資産売却手取額（実現利益を含む）	11,833,118.84	1,464,112	3,816,399.00	472,203
受取利息	0.02	0	10.08	1
支払運用費用	(166,706.27)	(20,627)	(274,419.17)	(33,954)
運用活動に使用された現金純額	2,700,872.59	334,179	3,541,989.91	438,250
資金調達活動からのキャッシュ・フロー				
買戻可能参加受益証券発行手取額	9,000.00	1,114	68,100.00	8,426
買戻可能参加受益証券買戻し	(2,767,587.88)	(342,434)	(3,728,106.07)	(461,279)
支払利息	(15.38)	(2)	(50.71)	(6)
資金調達活動からの現金純額	(2,758,603.26)	(341,322)	(3,660,056.78)	(452,859)
現金および現金等価物の増減純額	(57,730.67)	(7,143)	(118,066.87)	(14,608)
期首現在現金および現金等価物	41,190.52	5,097	165,351.83	20,459
現金および現金等価物の為替損失	(131.65)	(16)	(6,094.44)	(754)
期末現在現金および現金等価物	(16,671.80)	(2,063)	41,190.52	5,097

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）
財務書類に対する注記

定 義

以下の財務書類注記に使用されている条件および定義は、関連するファンド説明書の中でそれらに付与されている意味を表示している。

「取引日」とは、毎週木曜日または当該木曜日が営業日でない場合には直前の営業日をいう。

（注）第1回取引日は、2009年11月5日とする。

「日本における販売会社」とは、日本における受益証券の販売会社である株式会社新生銀行およびソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店をいう。

「EMTN」とは、ファンドの資産が投資される、EMTN発行体がユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき、当初EMTN発行日に発行するユーロ・ミディアム・ターム・ノート、または当該EMTNを承継するものをいう。ファンドの存続期間中、新規のEMTNが、元のEMTNと同様の条件により、継続的に発行され、ファンドは、発行済EMTNの満期日までその資産のほぼ全額を投資する。

「EMTN発行日」とは、EMTN発行日（2014年11月13日）、および当該EMTNを承継するものに関して、関連する発行済EMTNのEMTN満期日をいう。

「EMTN満期日」とは、関連する最終観測日の6 EMTN営業日後の日をいう。ただし、EMTN（一部ではなくその全部）がファイナル・タームズに従って早期に償還される場合、当該早期償還日は、EMTN満期日とみなされる。

当初EMTN発行日に発行されたEMTNのEMTN満期日は、2009年8月14日現在の休日暦に基づき、2014年11月13日であった。満期となったEMTNは全て償還され、2019年11月14日を満期日とする同様の新規EMTNが発行された。

「評価日」とは、（i）設定日、（ii）各取引日に関して、当該取引日の7営業日後、および（iii）各EMTN満期日をいう。

「評価時点」とは、該当する取引日直後の火曜日をいう。副管理会社は、その裁量により、評価時点としていずれかの他の日を、随時またいつでも指定することができる。

1. ファンドの主要な活動

クリエイティブ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、2002年5月6日付の信託証書により設定され、2002年5月15日付でケイマン諸島の信託法に基づき免除トラストとして登録された。トラストは、2002年5月16日付でケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドとして登録された。クリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）

(以下「ファンド」という。)は、トラストのサブ・ファンドであり、2009年9月3日付の追補信託証書により設定された。ファンドは、トラストのサブ・ファンドであり、したがってケイマン諸島法のもとでは、トラストのアンブレラ型登録に該当するためミューチュアル・ファンドとしての別個の登録を要求されないが、ファンドの募集書類はミューチュアル・ファンド法に基づき提出された。ファンドは、2009年10月に運用を開始した。

ファンドの目的は、直接また間接的に発生したファンドの報酬および費用等を控除後に、連動先ファンドの運用実績から利益を得る機会を投資者に提供することである。

連動先ファンドとは、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加株式をいう。

「リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシー」は、2007年6月14日に設立されたアクセス・ファンド・ピーシーシー（「連動先ファンドの親ファンド」）の投資ファンドまたはプロテクテッド・セル（「子ファンド」）として2008年10月23日に設立され、1991年会社（ジャージー）法に基づき設立された有限責任のプロテクテッド・セル・カンパニーである。プロテクテッド・セル・カンパニーは、一または複数の子ファンド（すなわちプロテクテッド・セル）から成り、各子ファンド内は一または複数のクラスで構成されている。個別の口座（1つのクラス・ファンド）は、そのクラスそれぞれに関する各子ファンドの帳簿および記録において維持される。連動先ファンドの親ファンドは、1988年投資ファンド（シャーギー）法の「集合投資ファンド」として構成され、規制される。

米ドル建参加株式とは、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドルクラスの参加株式のことである。参加株式は、投資ファンドの参加償還可能優先株を構成する。

連動先ファンドの投資目的は、長期的に絶対的な運用実績を達成しようとするものである。

連動先ファンドは、オルタナティブ投資戦略に分散投資するためにリクソー・ファンズまたはその他の投資スキームに投資を行う予定である。連動先ファンドは、レバレッジにより取引することのできるトレーディング・アドバイザーを採用しているリクソー・ファンズまたはその他の投資スキームに投資することにより投資目的を達成しようとするものとし、そのようなトレーディング・アドバイザーにより取引される商品には、以下が含まれることがある。

- ・ 株式関連証券、株式指数、社債および政府の債務証券、商品先物、金利商品、外国為替商品、およびハイブリッド証券
- ・ マネー・マーケット商品（預金、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形および／またはマネー・マーケット・ファンドの株式もしくは受益証券を含むがそれらに限らない。）
- ・ 通貨先渡契約および金利契約などの（ただし、それらに限らない。）店頭契約
- ・ 債務証券（ユーロ中期債など）
- ・ 先物、オプション、およびワラント契約

かかるオルタナティブ投資戦略には、アービトラージ戦略（転換社債、イベント・ドリブンおよび

リスク・アービトラージ、確定利付、モーゲージ・バックおよびアセット・バック証券、ならびにレバティフ・バリューを含むがそれらに限らない。) 、ディストレスト証券、新興市場、ロングおよびショートのエクイティ・ポジション、スタティスティカル・アービトラージ戦略、マネジド・フューチャーズ、外国為替およびグローバル・マクロを含む。しかし、副管理会社は、上記で挙げられたものとは異なるオルタナティブ戦略を専門とする投資スキームを選択する権利を留保する。

リクソー・ファンズは、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副管理会社となっているジャージーで設立された一連の集合投資ファンドである。リクソー・ファンズは各々、1991年の会社(ジャージー)法に基づきジャージーで設立された有限責任のマルチ・クラス投資会社である。各リクソー・ファンドは、1988年集合投資ファンド(ジャージー)法(改正済)に基づく「集合投資ファンド」を構成し、かつ、そのような「集合投資ファンド」として規制されている。SGハンブロス・トラスト・カンパニー(チャンネル諸島)リミテッドは保管者であり、SGハンブロス・ファンド・マネージャーズ(ジャージー)リミテッドは、リクソー・ファンズのマネージャーおよび登録事務代行機関である。いずれの場合も、リクソー・ファンズのマネージャーは、一定の機能を副管理会社としてのリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイに委託している。トレーディング・アドバイザーまたは投資顧問も、リクソー・ファンドがその資産を特定のオルタナティブ投資戦略に従い運用するために任命できる。リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイまたはソシエテ ジェネラルがそのような各リクソー・ファンドの投資顧問またはトレーディング・アドバイザーを務めることがある。

EMTNは、米ドル建てで発行される。ファンドは、その資産のほぼ全部を連動先ファンドの運用実績に連動する(ただし、リスク管理報酬を差し引く。)米ドル建てEMTNに投資する。

ソシエテ ジェネラルの子会社であるSGAソシエテ ジェネラル・アクセプタンス・エヌ・ブイにより発行されるEMTNは、受益証券の買戻しに資金提供する必要に応じて償還される。EMTN満期日に、ファンドは、その資産のほぼ全部を、前記のとおり連動先ファンドに連動する米ドル建ての新規発行EMTNに投資する。このように、EMTNは、EMTN満期日毎に、新規発行EMTNに付け換えられる。

EMTN発行日に発行されるEMTNの最終償還額の計算式

$$(1 - (0.55\% \times T^*)) \times \frac{\text{最終純資産価格}}{\text{当初純資産価格}}$$

*「T」は、第一回観測日(同日を含む。)から最終観測日(同日を含まない。)までの暦日数を365で除した数をいう。

「最終純資産価格」とは、(t)を最終観測日とする純資産価格(t)をいう。

「当初純資産価格」とは、(t)を第一回観測日とする純資産価格(t)をいう。

「純資産価格(t)」とは、EMTNの評価日に関して、以下に従って計算代理人が決定する連動先ファンドの純資産価格(t)をいう。

ソシエテ ジェネラルが、EMTNに関するヘッジ目的で連動先ファンドの償還／購入を行う場合、有効かつ遅滞のない株式の償還／購入の注文に従い、ソシエテ ジェネラルが実際に受領するまたは支払う、あらゆる費用または手数料（もしあれば）を差し引いた後の一株当たり金額をいう。かかる注文は、連動先ファンドの親ファンドの目論見書および連動先ファンドの目論見書に規定される償還／購入通知期間および該当する締切時間に従って送付され、かかる日に連動先ファンド（またはかかる発注を通常受領する連動先ファンドのサービス提供者）に対し送信および記録されるものとする。

ソシエテ ジェネラルが、EMTNに関するヘッジ目的で連動先ファンドの償還／購入を行わない場合、有効かつ遅滞のない株式の償還／購入の注文に従い、仮想投資者が実際に受領するまたは支払うであろう、あらゆる費用または手数料（もしあれば）を差し引いた後の一株当たり金額をいう。かかる注文は、連動先ファンドの親ファンドの目論見書および連動先ファンドの目論見書に規定される償還／購入通知期間および該当する締切時間に従って送付され、かかる日に連動先ファンド（またはかかる発注を通常受領する連動先ファンドのサービス提供者）に対し送信および記録されるものとする。

買戻し

受益証券は、該当する評価日のファンドの受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算された価格で買い戻される。受益証券が買い戻される場合、これらは受益証券1口当たり当初発行価格を参照して計算される以下で詳述される買戻し手数料を支払わなければならない。買戻し手数料は、受益者が受益証券の売却を請求した期間（以下「買戻期間」という。）により異なり、かかる期間は買戻しの取引日に基づき決定される。

買戻期間	買戻し手数料 (当初発行価格に対する料率)
設定日から2010年10月の最終取引日まで	1.00%
上記以降	なし

受益証券の買戻しは、管理会社が別途合意する場合を除き、1口以上0.001口の整数倍単位で行われるものとする。ただし、受益証券の保有者は、ファンドへの投資期間中いつでも、受益証券を1口以上保有することを要する。

2. 重要な会計方針の概要

当財務書類の作成に採用されている重要な会計方針は、以下に記載される。

(a) 作成の基礎

当財務書類は、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の再評価を除き、取得原価主義に基づき、また国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成されている。国際財務報告基準に準拠した財務書類を作成するために、経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告額ならびに偶発資産および負債の開示、報告期間中の収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを要求される。実際の結果は、財務書類に記載される見積りとは異なることがある。

2015年1月30日終了会計年度に発効しており、ファンドの運用に関連する基準、修正基準および解釈指針：

以下の解釈指針は、2015年1月30日に終了するファンドの会計期間について、適用が義務付けられており、ファンドの運用に関連する。

- ・ IAS第32号「金融商品：表示」に対する修正基準、金融資産と金融負債の相殺（2014年1月1日から発効）

2015年1月30日終了会計年度に発効しているが、ファンドの運用に関連しない基準、修正基準および解釈指針：

以下の解釈指針は、2015年1月30日に終了するファンドの会計期間について、適用が義務付けられているが、ファンドの運用に関連しない。

- ・ IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号「投資企業」に対する修正基準－連結の例外（2014年1月1日から発効）
- ・ IAS第39号「金融商品：認識および測定」に対する修正基準、デリバティブおよびヘッジ会計の更改（2014年1月1日から発効）
- ・ IFRIC第21号「賦課金」－IAS第37号「引当金、偶発債務および偶発資産」に対する解釈指針（2014年1月1日から発効）

まだ発効していないが、ファンドの運用に関連する基準、修正基準および既存の基準に対する解釈指針：

以下の解釈指針は、2015年1月1日以降に開始するファンドの会計期間以降、適用が義務付けられており、以下の日付現在の財務書類においてファンドの運用に関連する。

- ・ 2019年1月31日：IFRS第9号「金融商品」（2018年1月1日から発効）

まだ発効していないが、ファンドに重大な影響を及ぼすと予想されるその他の基準、解釈指針または既存の基準に対する修正基準はない。

別途記載されない限り、本書中の純資産に関するすべての言及は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を指すものとする。

(b) セグメント別報告

事業セグメントは、製品またはサービスを提供する資産と事業のグループで、他の事業セグメントとは異なるリスクとリターンを有する。地域別セグメントは、特定の経済的環境内で製品またはサービスを提供し、他の経済的環境で事業を行うセグメントとは異なるリスクとリターンを有する。

ファンドはユーロ・ミディアム・ターム・ノート（EMTN）に投資している。さらに、現金および現金等価物は常にほぼゼロになるよう管理されている。したがって、セグメント別分析を進めるにあたっては関係しない。

(c) 機能通貨および表示通貨

ファンドの財務書類に含まれている項目は、ファンドが運用を行う主たる経済環境における通貨を使用して測定される（以下「機能通貨」という。）。ここでは米ドルであり、米国の資産に投資するというファンドの主要な活動および受益証券が米ドルで発行されているという事実を反映している。

表示通貨は、機能通貨と同じである。

(d) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

分類

金融資産および負債は、設立時に経営陣により損益を通じて公正価値で測定すると指定された。

認識および認識の中止

通常の投資有価証券の売買は、取引日—ファンドが資産の購入または売却を約定した日—に認識される。有価証券からのキャッシュ・フローを受領する権利が失効または移転され、ファンドが実質的に、所有によるすべてのリスクおよび利益を移転した場合、金融資産および負債の認識が中止される。

測定

投資有価証券は、当初は公正価値で認識され、損益を通じて公正価値で計上されるすべての金融資産および金融負債についての取引費用は、発生時に費用計上される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間の包括利益計算書に含まれる。

投資有価証券は、ユーロ・ミディアム・ターム・ノート（EMTN）で構成される。EMTNは、SGA ソシエテ ジェネラル・アクセプタンス・エヌ・ブイにより発行されている。

公正価値見積り

公正価値は、測定日に市場参加者間の適正な取引により、資産を売却することで受領する価格または負債を振り替えることで支払う価格である。活発な市場で取引される金融資産の公正価値は、報告日現在の相場価格の仲値に基づいている。

ファンドは、2013年2月1日から、IFRS第13号「公正価値測定」を採用した。IFRS第13号の目的は、すべてのIFRS基準に対する公正価値の詳細な定義および公正価値測定の単一のソースを提供することにより、一貫性を改善し複雑さを軽減することにある。

結果として、ファンドは、昨年使用したインプットが報告日における営業終了時の公定買呼値である場合には、活発な市場における上場金融資産（すなわちバスケットの株式）に対するスプレッド中の営業終了時の市場仲値を使用するために、公正な評価インプットを変更した。公正価値測定にIFRS第13号の初度適用に起因する大きな差異はない。

活発な市場とは、資産または負債の取引が、継続的に価格情報を提供するに十分な頻度と取引量で行われる市場である。

ユーロ・ミディアム・ターム・ノート（EMTN）は、取引相手方が時間的価値、本質的価値、金利および配当等の観察可能な市場データを考慮する価格算定方法を用いて誠実に決定した公正な時価で評価される。

ファンドの金融資産および金融負債は、売買目的で保有されているか、または、1年以内の実現が予想されている。

管理会社は、独立した価格算定ツール（市場参加者によっても広く使用されている）で一連のパラメーター（金利等観察可能な従来型の市場データ）の計算をする独自の書面による価格算定方法を用いて、EMTNの価格を決定することができる。

価格算定は、専任のチームが行う。株価、配当、金利、スワップ・レート、ヒストリカル・ボラティリティ等の市場データは、ブルームバーグまたはその他の外部データ提供会社を通じて収集する。インプットの分類は、精査されている。すべてのインプットが観察可能と査定されたため、EMTNは、IFRS第13号に記載されるレベル2に再分類されることが決定された。

リスクを最小にするため、評価について疑義がある場合、管理会社は、EMTNの価値のレビューを独立した者に依頼して値付価格の公正性を確保する。

この結果生じる投資証券に係わる未実現損益は、包括利益計算書で認識される。

ファンドは、2009年1月1日に発効するIFRS第7号の修正を採用した。これは、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを使用して公正価値測定を分類することをファンドに要求している。公正価値ヒエラルキーは、以下のレベルを有している。

- ・ レベル1 – 同一の規制されていない資産または負債に対する、測定日において入手可能な活発な市場における未調整の相場価格。通常この区分に含まれている投資有価証券の種類には、とりわけ、最も流動性の高い証券取引所に上場されている株式およびデリバティブならびに主要国の国債が含まれる。
- ・ レベル2 – 活発とは判断されない市場における相場価格、またはすべての重要なインプットが直接または間接的に観察可能な金融商品（活発な市場における類似の投資有価証券に係る相場価格、金利およびイールド・カーブ、信用リスクなどを含む。）。通常この区分に含まれている投資有価証券の種類には、とりわけ、債務証券および一部の店頭取引デリバティブが含まれる。
- ・ レベル3 – 公正価値測定にとって重要で観察不可能なインプットを要する価格または評価額。通常この区分に含まれている投資有価証券の種類には、とりわけ、非上場証券、非流通市場の上場証券、低格付債券、民間企業体が発行する私募債または債務証券が含まれる。証券の評価に使用されるインプットまたは技法は、必ずしも当該証券への投資に関連するリスクの表示ではない。

金融商品の相殺

ファンドが現在、認識額を相殺する法的強制力のある権利を有しており、純額ベースで決済するか資産の現金化と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産および負債は相殺され、財政状態計算書に純額が計上される。

報告日現在、ファンドの金融資産および負債にこのようなケースはない。

(e) 投資収益および費用

すべての費用は、発生基準で計上される。

(f) 買戻可能参加受益証券

ファンドはEMTN満期日を除くいつでも、受益証券保有者の選択により買い戻すことができる買戻可能受益証券を発行し、かかる受益証券はIAS第32号に従って当該受益証券を資本に分類されている。

買戻可能受益証券の契約条件が変更され、IAS第32号に含まれる厳格な要件に適合しなくなった場合、買戻可能受益証券は、当該要件に適合しなくなった日から金融負債に再分類される。金融負債は、再分類された日の公正価値で測定される。資本性金融商品の簿価と負債の再分類日における公正価値との差額は、資本として認識される。

買戻可能受益証券は、いつでもファンドの純資産価額の比例持分に相当する現金を対価としてファンドに買い戻させることができる。

買戻可能受益証券は、受益証券保有者の選択により、発行時または買戻時におけるファンドの1口当たり純資産価格に基づく価格で発行され、買い戻される。ファンドの1口当たり純資産価格は、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産額を買戻可能受益証券の発行済み口数合計で除して計算される。

ファンドは、2013年にIFRS第13号を採用し、上場金融資産および負債に対する評価インプットを仲値に変更した。これは1口当たりの取引額の計算のためにファンドの募集書類に記載されたインプットと一致している。前年度に、ファンドは、IAS第39号に準拠して上場金融資産および負債について売買呼値を利用した。2つの方法に大きな差異はない。

(g) 受益証券発行手取額および買戻支払額

ファンドの純資産価額は毎週計算される。

発行価格および買戻価格は、評価日の直前日における最新の入手可能な連動先の価格に基づく（通常、連動先の終値）。

ファンドの受益証券は、当初申込期間（2009年10月1日から2009年10月26日までの期間）中、10米ドルの当初発行価格で投資者に対し募集された。当初申込期間終了後、受益証券は、各取引日における取引締切時間までに受領された買付けの申込みについてのみ、当該取引日に関連する評価日に計算

された受益証券1口当たり純資産価格で発行可能である。

購入される受益証券については、当該取引日に関連する評価日に計算される受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される申込手数料として、3.15%（税抜き3.00%）が徴収される。かかる申込手数料は、日本における販売会社が留保する。

受益証券の買戻しは、関連する評価日に計算された受益証券1口当たり純資産価格を参照した価格で行われる。設定日から2010年10月の最終取引日まで、受益証券1口当たり当初発行価格に対する買戻し手数料は1.00%であり、それ以降は、手数料はかからない。

買戻代金は、原則として、該当する評価日の3営業日以内に支払われる。

(h) 現金および現金等価物

キャッシュ・フロー計算書上、現金および現金等価物は、当座借越を除いた口座残高で構成される。

(i) 未払費用およびその他の未払金

未払費用およびその他の未払金は、当初は公正価値で認識され、その後は実効金利法を用いて償却原価で表示される。

(j) 財務費用

支払利息などのその他の財務費用は、包括利益計算書において財務費用として認識されている。

(k) 重要な会計上の見積りおよび判断

経営陣は、将来に関する見積りおよび仮定を行う。その定義からして、行われた会計上の見積りが、関連する実際の結果と等しくなることは少ない。

次会計年度において、資産および負債の帳簿価額の重要な調整につながる相当なリスクがある見積りおよび仮定について、以下に概略を記載する。

EMTNの公正価値

ファンドは、活発な市場で値付けされない金融商品を保有する。かかる商品の公正価値は、評価技法を用いて決定される。公正価値決定に評価技法が使用される場合、かかる技法は、管理会社の経験を積んだ人員によって検証されており、定期的に再検討される。

3. 報酬

管理報酬

管理会社は、ファンドから、各評価日に発生し計算される、(i) 各受益証券の純資産価格に当該評価日における発行済受益証券口数（当該評価日に買い戻される受益証券の口数を考慮しない。）を乗じた金額に対する年率0.60%を上限とする料率と、(ii) 年間40,000ユーロおよび各受益証券の純資産価格に当該評価日における発行済受益証券口数（当該評価日に買い戻される受益証券の口数を考

慮しない。) を乗じた金額の年率0.30%とのより高額の管理報酬を、四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

管理報酬は、受託報酬、監査報酬および保管報酬をカバーする。

管理会社は、受領した報酬を日本における販売会社またはファンドの販売に関わった代行会社と配分することができる(かかる場合、日本における販売会社は、後記「販売報酬」において詳述される販売報酬に加えて、管理会社から管理報酬の一部を受領する。)

販売報酬

日本における販売会社は、各評価日に発生し計算される、各受益証券の純資産価格に当該評価日におけるファンドの受益者として日本における販売会社が保有する受益証券口数(当該評価日に買い戻される受益証券の口数を考慮しない。) を乗じた金額の年率0.60%を上限とする料率の報酬を、四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各評価日に発生し計算される、各受益証券の純資産価格に当該評価日における発行済受益証券口数(当該評価日に買い戻される受益証券の口数を考慮しない。) を乗じた金額の年率0.10%を上限とする料率の報酬を、四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

その他の報酬および費用

ファンドは、自らに関連する報酬および費用を負担する。かかる報酬および費用には、弁護士報酬、印刷費用、ならびにファンドを設定および維持するのに必要な費用を含むがそれらに限られない。

ファンドの設定に関連する報酬は、300,000米ドル以内になると見積もられており、その一部は、ファンドの設定時に請求され、残額は引当金計上され、かつ、発生済みとなる。

かかる報酬および費用の実際の支払は、ファンドの運用状況等により変更する可能性があり、したがって、ファンドのかかる報酬および費用の支払金額等の実際の料率および最高限度額は前もって示すことができない。

以下に記載される報酬は、ファンドにより直接支払われるものではないが、投資の階層的構造により、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響する。

ー EMTNのリスク管理報酬

EMTNのリスク管理報酬は、EMTNの発行価格に0.55%を乗じ、かつ、該当する期間の暦日数を365で除した値を乗じた額に等しい。

リスク管理報酬は、EMTNの運用実績に関係なく支払われる。

ー 連動先ファンドのクラス投資顧問報酬

連動先ファンドは、連動先ファンドの資産から、副管理会社に対しクラス投資顧問報酬を支払う。かかるクラス投資顧問報酬は、連動先ファンドの平均純資産価額に1.00%を乗じ、かつ、該当する期間の暦日数を365で除した値を乗じた額に等しい。クラス投資顧問報酬は、連動先ファンドの運用実績に関係なく、支払われるものとし、かつ、副管理会社により保有される。

クラス投資顧問報酬は、副管理会社および連動先ファンドの間で別途合意されない限り、毎週計算されかつ発生し、四半期毎に米ドルで支払われる。

ー 連動先ファンドのクラス投資顧問成功報酬

連動先ファンドは、ハイ・ウォーター・マーク・メカニズムの方式に従い計算され、10.0%に連動先ファンド純新規利益を乗じた額に等しい成功報酬を、連動先ファンドの資産から副管理会社に支払うものとする。クラス投資顧問成功報酬は、毎週計算されかつ発生し、年1回米ドルで支払われる。

ー 連動先ファンドのクラス管理報酬

連動先ファンドに適用されるクラス管理報酬は、連動先ファンドにより連動先ファンドの資産から支払われる。連動先ファンドの目論見書に記載されているところに従い連動先ファンドの純資産価額の計算において考慮される。

クラス管理報酬は、適切とみなされる日付に、四半期毎に（または副管理会社により適切とみなされるその他の基準により）後払いで支払われ、連動先ファンドの純資産価額の0.10%を超えない年率に、該当する期間の暦日数を365で除した値を乗じて計算される。クラス管理報酬は毎週発生する。クラス管理報酬は、連動先ファンドの管理会社、副管理会社および保管者の間で、随時合意される方法により配分される。

ー 投資先ファンドの報酬

取引顧問報酬、成功報酬、管理報酬、および保管報酬等が支払われる。

副管理会社は、その単独の裁量により、随時、目標とする配分を調整し、連動先ファンドの資産を一または複数の投資先ファンドの間に再配分し、一または複数の投資先ファンドの持株を売却し、および代替投資スキームの持株を購入することができる。

このような理由により、投資先ファンドのかかる報酬の支払金額等の実際の料率および上限は前もって示すことができない。

4. 税金

ケイマン諸島法に基づき、ファンドには所得税、源泉税およびキャピタル・ゲイン税が課せられない。

5. 銀行借入金、当座借越およびその他の借入金

2015年1月30日現在、銀行借入金およびその他の借入金はない。

当座借越総額16,671.80米ドルが、2015年1月30日現在（2014年1月31日時点では7,153.39米ドル）の財政状態計算書に表示されている。

6. 発行済買戻可能参加受益証券

	2015年1月30日 終了年度	2014年1月31日 終了年度
期首現在発行済受益証券	1,188,928.479 口	1,625,068.335 口
発行受益証券	729.005 口	8,748.167 口
買戻受益証券	(332,126.532) 口	(444,888.023) 口
期末現在発行済受益証券	857,530.952 口	1,188,928.479 口

7. 受益証券1口当たり純資産価格

	2015年1月30日現在	2014年1月31日現在
買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産	8,054,583.76 米ドル	9,551,099.57 米ドル
発行済受益証券口数	857,530.952 口	1,188,928.479 口
受益証券1口当たり純資産価格	9.39 米ドル	8.03 米ドル

8. 株式貸付契約

株式貸付契約はない。

9. 契約債務

契約債務はない。

10. 資産の譲渡性

ファンドの資産は、法的要件または契約条項による制限を受けず、したがって制限なく譲渡することができる。

11. 偶発債務

偶発債務はない。

12. 後発事象

後発事象はない。

13. 金融リスクの開示

(a) リスクの集中

2015年1月30日現在、ファンドの純資産価額の約100%がEMTNに投資されている（2014年1月31日：100%）。透過的に考察すると、ファンドの経済的構造は注記1に記載されたように、ゼロ・クーポン債と連動先ファンドのパフォーマンスに連動するリターンで構成されている。

そのためファンドは、市場リスク（通貨リスク、公正価値金利リスク、キャッシュ・フロー金利リスクおよび価格リスクを含む）、信用リスク、取引相手方リスク、流動性リスク等、様々な金融リスクに晒される。

ファンドのリスク管理プログラム全体では、金融市場の予測不可能性に重点をおき、ファンドの財務パフォーマンスに及ぶ可能性のある悪影響の最小化を目指す。

（b）市場リスク

ファンドは、相場変動の影響を受け、すべての投資に内在するリスクを負う。受益証券の買戻価格およびそこから生じる収益は、上がることもあれば下がることもある。

管理会社は毎週、ファンドの純資産価額のコヒーレンス・コントロールを含む一連の一次統制を行い、取引相手方から提供される価格をチェックする。

リスク管理部門の監視の下で、管理会社は、これらのリスクの全体的な測定を行う。かかる分析は、通常の市況下における、ファンドの純資産価額の週次最大減少幅を明らかにするために行われる修正バリュー・アット・リスク（以下「MVaR」という。）方式によって行われる。元のVaR方式の標準偏差が適切ではないため、管理会社は、新興市場の株式、流動性の低い株式、ヘッジファンドまたは未公開株式を適切に比較するために修正されたVaRを利用している。かかる資産収益率は正規分布ではないため、MVaRは一定の信頼水準における標準偏差、歪度および尖度を説明する、より適切な測定方法である。管理会社は、過去のデータ（下限を40日とし、40日より少ない場合、計算は関連性がないとみなされる。）を利用して、独自のITシステムによりMVaR分析を行う。MVaRは、ファンド設立以降の過去の純資産価額を基に計算され、計算時の信頼水準は99%に設定されている。かかる分析の主な限界は、将来リターンをシミュレートする際に、過去のデータに依拠している点と考えられる。

MVaR方式は、時価リスク、金利リスクおよび為替リスクの測定に対応している。

2015年1月30日現在、通常の市況下におけるクリエイティブ・トラスト：リクソー・分散型CTAファンド（米ドル建）の純資産価額の週次最大減少幅は、99%の信頼水準で3.06%（2014年1月31日現在：3.18%）以下である。

時価リスク

ファンドは市場の変動およびEMTNの価格変動、ひいては連動先ファンドに内在するリスクを負うため、受益証券1口当たり純資産価格は上昇することも下落することもある。ファンドの元本は保証されておらず、ファンドの直接または間接の投資対象の価格の下落によりファンドの純資産価格が下落し、その結果として、投資元本を割り込むもしくは投資元本全額を失う可能性がある。

注記2（d）に記載されているとおり、EMTNは、取引相手方が観察可能な市場データを考慮する価格算定方法を用いて誠実に決定する公正な時価によって評価される。ファンドの管理会社による独立した評価が行われる。

金利リスク

ファンドの主要な投資対象はEMTNであるため、ファンドの金融資産および負債については利息が発生する。したがってファンドは、市場の実勢金利の変動による重大なリスクを負う。余剰現金および現金等価物は、短期市場金利で投資される。

以下の表は、ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーの概要を示しており、公正価値によるファンドの資産および取引負債が含まれている。

2015年1月30日 (米ドル)	0～3か月	3か月 ～1年	1～5年	5年超	無利子	合計
資産：						
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	—	—	—	7,807,712.69	—	7,807,712.69
投資有価証券売却未収金	—	—	—	—	435,240.00	435,240.00
資産合計	—	—	—	7,807,712.69	435,240.00	8,242,952.69
負債：						
銀行に対する未払金	—	—	—	—	16,671.80	16,671.80
未払費用	—	—	—	—	41,176.13	41,176.13
未払買戻金	—	—	—	—	130,521.00	130,521.00
負債合計	—	—	—	—	188,368.93	188,368.93
2014年1月31日 (米ドル)						
	0～3か月	3か月 ～1年	1～5年	5年超	無利子	合計
資産：						
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	—	9,567,469.41	—	—	—	9,567,469.41
未収申込金	—	—	—	—	3,000.00	3,000.00
現金および現金等価物	—	—	—	—	48,343.91	48,343.91
資産合計	—	9,567,469.41	—	—	51,343.91	9,618,813.32
負債：						
未払費用	—	—	—	—	42,625.33	42,625.33
未払買戻金	—	—	—	—	17,935.03	17,935.03
銀行に対する未払金	—	—	—	—	7,153.39	7,153.39
負債合計	—	—	—	—	67,713.75	67,713.75

通貨リスク

ファンドは、米ドル以外の通貨建の資産に直接または間接に投資する場合（またはその他の資産および／もしくは負債を保有する場合）に為替レートの変動に対するリスクに晒される。為替取引を通じてかかるエクスポージャーに伴うリスクを、部分的に相殺することが求められる。

為替取引が実施される市場は、乱高下し、高度に分化し、極めて専門的である。流動性および価格における変動を含む重大な変動は、非常に短期間（しばしば数分以内）に、かかる市場において生じる可能性がある。為替取引リスクには、為替レートリスク、金利リスクおよび（現地為替市場、外国

投資、または外貨の特定取引の) 規制を通じての外国政府の干渉可能性が含まれるが、それらに限定されるものではない。

2015年1月30日現在、ファンドは、以下の通貨リスク（米ドル建表示ならびに貨幣性および非貨幣性）に晒されていた。

	(米ドル)	(日本円)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	7,807,712.69	—
その他の資産	435,240.00	—
その他の負債	(175,445.34)	(12,923.59)
エクスポージャー純額	8,067,507.35	(12,923.59)

2014年1月31日現在、ファンドは、以下の通貨リスク（米ドル建表示ならびに貨幣性および非貨幣性）に晒されていた。

	(米ドル)	(日本円)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	9,567,469.41	—
その他の資産	51,343.91	—
その他の負債	(57,504.22)	(10,209.53)
エクスポージャー純額	9,561,309.10	(10,209.53)

以下は、外貨資産を2015年1月30日現在の基準通貨に換算するために使用された為替レートである。

米ドル	1.00000
日本円	0.00848

以下は、外貨資産を2014年1月31日現在の基準通貨に換算するために使用された為替レートである。

米ドル	1.00000
日本円	0.00974

ファンドへの投資に伴うその他のリスク

投資者は、ファンドへの投資が投資的に見ればEMTNを通じた投資であること、そのため、EMTN満期日に応じた長期投資であり、受益者はEMTN満期日より前に受益証券を処分することが可能であるにしても、EMTN満期日以前においては、受益証券の価額の増減が対応する連動先ファンドの価額の増減を完全に反映していない場合があるため、当該受益証券の買戻価格が連動先ファンドのパフォーマンスを完全に反映していない可能性があることに留意しなければならない。これはEMTNの価額が、連動先ファンドの価額に加えて、金利、ボラティリティ、満期日までの期間等のその他の複数の要因の影響を受けるためである。

ファンドの投資対象は、通常の相場変動および、証券への投資に内在するその他のリスクの影響を受け、価値が上昇するという保証はない。

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、ファンドの負債が満期を迎えた際、その全額を清算するために十分な現金資源を拠出できない、または著しく不利な条件でしか清算ができなくなるリスクである。

ファンドは、毎週買戻可能受益証券の現金買戻しを行っている。当期末日において、買戻可能受益証券の総額は、8,054,583.76米ドルであり、2014年1月31日(9,551,099.57米ドル)と比較して15.67%減少した。

管理会社は、関連するファンドの純資産価額の算出が停止されている期間中、受益証券の清算を停止し、または清算代金の支払を延期することができる。

また店頭取引EMTNは非流動的である。したがってファンドは、換金請求に応じるため、当該商品への投資を公正価値に近似した価格で速やかに換金できない可能性がある。EMTN満期日前の買戻請求に応えるため、取引相手方は、EMTNを部分的に換金し値付けしなくてはならない。価格は、市場の流動性の状況および取引規模を反映する。

以下の表は、財政状態計算書の日付から契約上の満期日までの残存期間に基づき、ファンドの非デリバティブ金融負債を関連する満期日のグループに分類したものである。

2015年1月30日 (米ドル)	3か月未満	3～12か月	12か月超	定まった 満期日なし	合計
負債：					
銀行に対する未払金	16,671.80	—	—	—	16,671.80
未払費用	41,176.13	—	—	—	41,176.13
未払買戻金	130,521.00	—	—	—	130,521.00
負債合計	188,368.93	—	—	—	188,368.93
2014年1月31日 (米ドル)					
	3か月未満	3～12か月	12か月超	定まった 満期日なし	合計
負債：					
未払費用	42,625.33	—	—	—	42,625.33
未払買戻金	17,935.03	—	—	—	17,935.03
銀行に対する未払金	7,153.39	—	—	—	7,153.39
負債合計	67,713.75	—	—	—	67,713.75

2015年1月30日および2014年1月31日現在、金融デリバティブ債務はなかった。

ファンドの方針に従い、管理会社は、ファンドの流動性ポジションを週次で監視する。

(d) 公正価値測定リスク

以下の表は、注記2 (d) で記載されているように、公正価値で測定されたファンドの金融資産および金融負債を公正価値ヒエラルキーに基づいて分析したものである。

2015年1月30日 (米ドル)	レベル1	レベル2	レベル3	合計残高
資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
EMTN	—	7,807,712.69	—	7,807,712.69
公正価値で測定する金融資産合計	—	7,807,712.69	—	7,807,712.69
負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	—	—	—	—
公正価値で測定する金融負債合計	—	—	—	—

2014年1月31日 (米ドル)	レベル1	レベル2	レベル3	合計残高
資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
EMTN	—	9,567,469.41	—	9,567,469.41
公正価値で測定する金融資産合計	—	9,567,469.41	—	9,567,469.41
負債				
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	—	—	—	—
公正価値で測定する金融負債合計	—	—	—	—

以下の表は、公正価値で測定されたファンドの金融資産および負債（クラス別）を、公正価値ヒエラルキーに基づいて分析したものである。

2015年1月30日現在 (米ドル)	レベル1	レベル2	レベル3	合計残高
資産				
トレーディング目的で保有する金融資産:				
EMTN	—	7,807,712.69	—	7,807,712.69
公正価値で測定する金融資産合計	—	7,807,712.69	—	7,807,712.69

2014年1月31日現在 (米ドル)	レベル1	レベル2	レベル3	合計残高
資産				
トレーディング目的で保有する金融資産:				
EMTN	—	9,567,469.41	—	9,567,469.41
公正価値で測定する金融資産合計	—	9,567,469.41	—	9,567,469.41

IFRS第7号の修正は、レベル間の移動の開示を要求している。

2015年1月30日終了年度および2014年1月31日終了年度において、レベル1とレベル2との間での移動はなかった。

2015年1月30日に終了する期間中、ファンドはレベル3に分類される金融商品に投資を行わなかった。したがって、レベル3金融商品の変動に関する分析は適用されない。

以下の表は、2014年1月31日終了年度のレベル3金融商品の変動を、金融商品のクラス別に表示したものである。

資産（米ドル）	EMTN	金融資産合計
期首残高	14,046,439.02	14,046,439.02
レベル3からの移動	(14,046,439.02)	(14,046,439.02)
購入	—	—
売却	—	—
損益に認識された利益および損失	—	—
期末残高	—	—
期末現在の保有資産に係る包括利益計算書に含まれている当期の利益または損失合計	—	—

インプットの分類が精査され、すべてのインプットが観察可能と査定されたため、EMTNは、レベル3からレベル2へ移動された。

(e) 信用リスク

信用リスクは、取引相手方が期日になっても満額を支払うことができないリスクである。

財政状態計算書に発生した損失について（もしあれば）、減損引当金が計上される。

管理会社は、様々な上限を設定して取引相手方の信用リスクを管理する。かかる上限には、ファンド資産レベルでの、単一発行体または取引相手方との資産総額に関する上限などがある。ファンドは、自身のデリバティブ商品に関して、分散化の一般原則に従う。これらの上限は、ファンドの取引相手方が管理会社の関連会社である場合も適用される。

投資者は、ソシエテ ジェネラルが、ファンド資産の保管銀行およびEMTNの保証銀行として行為する点に留意すべきである。また、リクソー・アセット・マネジメントはソシエテ ジェネラルの全額出資子会社である。

したがってファンドは、各支払日およびEMTN満期日において、取引相手方と合意したEMTNプログラムに関するソシエテ ジェネラルの義務の不履行による信用リスクを負う。

かかるリスクは、ソシエテ ジェネラルがデリバティブ取引において確固たる実績があり、一流の市場評価を得ているという事実により最小化されている。ソシエテ ジェネラルは、この種の複雑なデリバティブの価格算定およびヘッジに必要なリスク管理技術の提供者として適任である。

2015年1月30日現在、スタンダード・アンド・プアーズによるソシエテ ジェネラルの信用格付は、A（2014年1月31日：A）であった。

ファンドの方針に従い、管理会社は、ファンドのクレジット・ポジションを週次で監視する。

（f）取引相手方リスク

取引相手方リスクとは、ファンドと取引を行う相手方が支払義務を履行できない、または正式な形で取引を清算することができないリスクである。

取引相手方リスクは、ソシエテ ジェネラル内でファンド資産の選択、監視、および保管業務について異なる部署が責任を持つことにより軽減されている。ソシエテ ジェネラルの法令遵守手続は、同社内の関連する部署間で業務および責任を実質的に分離するよう定めており、各部署はチャイニーズ・ウォール（部署間隔壁）で分離され、異なる管理チームによって運営されている個別の運営単位として業務を行う。

ファンドの方針に従い、管理会社は、ファンドのクレジット・ポジションを週次で監視する。

（g）クロス・ファンド・ライアビリティー・リスク

信託証書に基づき、サブ・ファンドの資産および負債は、クリエイティブ・トラストの他のサブ・ファンドの資産および負債とは分離されている。

（h）連動先ファンドに関連するリスク

ファンドへの投資によるリスクはまた、EMTNが連動している連動先ファンドへの投資によるリスクを反映する。連動先ファンドに関するリスク要因は、該当ファンドの英文目論見書に詳述されている。

（市場リスクの競合）

連動先ファンドによる投資が提案される種類の金融商品ならびに当該商品の発行者または相手方当事者は、特に、需給の変化、行政機関の法律、規制および執行に関する活動、貿易、財政および金融のプログラムおよび政策ならびに国内外の政治および経済の動きに影響される可能性が高い。一般的にかかる商品の価格に対する当該要因の影響は予想することが困難である。かかる規制または介入は、連動先ファンドの運用実績に悪影響を及ぼす場合がある。

（クラス間のクロス・ライアビリティー）

連動先ファンドは、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーの米ドル建参加クラス証券により構成され、また、リクソー・アクティブ・フューチャーズ・ファンド・ピーシーは別のクラスを有することがある（以下、連動先ファンドを含め、「クラス・ファンド」という。）。すべての債務は、いずれのクラス・ファンドに帰属するかにかかわらず、関連する債権者と別段に合意しない限り、連動先ファンドの親ファンドの子ファンド全体を拘束するものとし、したがって、一定の連動先ファンドの親ファンドの子ファンドのいずれか一つのクラス・ファンドの債務は、かかる連動先ファンドの親ファンドの子ファンドの一または複数のその他のクラス・ファンドにも影響し、

当該クラス・ファンドから支払われることができる。連動先ファンドの親ファンドの目論見書の日付現在、連動先ファンドの親ファンドの取締役は、いかなる既存のまたは偶発的な当該債務も認識していない。

(非流動性)

投資予定者は、(i) 連動先ファンドへの投資が著しく非流動的とみなされるべきであり、かかる非流動性には高度のリスクを伴い、また(ii) 連動先ファンドの親ファンドの目論見書に詳述される連動先ファンドの純資産価額の計算が停止または中断された場合、連動先ファンドのいかなる申込みまたは償還も実行されない事実に留意すべきである。

かかる停止または中断の直前に公表される連動先ファンドの価値とかかる停止または中断の終了の直後に公表されるその価値は、大幅に異なることがある。

(投資先ファンド)

連動先ファンドへの投資は、連動先ファンドが直接または間接にその他の投資スキームに投資する事実に直接または間接に起因する多くの重大なリスク要因を伴うことがある。投資予定者およびより一般的に連動先ファンドの運用実績に利害関係を有しまたはこれに依拠するあらゆる者は、かかる運用実績が、連動先ファンドが投資する投資先ファンドの運用実績に多大に依拠することに留意すべきである。

(ファンド・オブ・ヘッジファンド戦略)

取引方法および市場における分散化を図るために、連動先ファンドは、それぞれ相互に独立して投資を行う多くの投資先ファンドに投資する。かかる分散化は損失の相殺を意図するものであるが、本戦略が全体的に損失をもたらさないとの保証はない。単一の投資先ファンドにより一度支払われたインセンティブ報酬または業績連動報酬は、連動先ファンドが有するその他の投資先ファンドに発生する損失により相殺されることができず、または当該投資先ファンドがその後損失を被った場合に払い戻されることができない。また、一部の投資先ファンドは、時として経済的に相殺し合うポジションをとる場合がある。かかる各ポジションは、全体として利益または損失を生じない一方で、連動先ファンドに取引上の費用または報酬をもたらす可能性がある。連動先ファンドがファンド・オブ・ファンドズに投資する限り、かかる効果は、ファンド層の追加により増大することがある。

(早期終了)

連動先ファンドの親ファンドまたは連動先ファンドの早期終了事由が発生した場合、かかる早期終了は、連動先ファンドにより負担されるいずれかの報酬の未償却部分につき期限の利益を喪失させる効果を有し、これにより別途分配可能な金額を減少させる。連動先ファンドの親ファンドが保有する一定の金融商品は、極めて非流動的であり、市場性のある価値をほとんどまたは一切有さないことがある。売却または分配の時点において、連動先ファンドの親ファンドが保有する一定の証券の価値が、当該証券の当初費用を下回り、またはその非流動性により、その評価の時点で一般的であったものと比べて不利な条件で清算され、その結果投資者に損失がもたらされる可能性がある。

(相手方当事者リスク)

連動先ファンドの親ファンドは、連動先ファンドに関して、連動先ファンドをその相手方当事者の信用性および支払能力ならびに当該契約の条件を充足する能力のリスクにさらず店頭市場での取引を行うことができる。例えば、連動先ファンドの親ファンドは、買戻契約、先渡契約ならびにオプションおよびスワップ協定を締結することができ、かかる各契約により、連動先ファンドは、相手方当事者が関連の契約に基づくその履行義務を怠るリスクにさらされる。更に、かかる相手方当事者は、規制されずまたは軽微な規制に留まる場合がある。

また、一定の連動先ファンドの資産は、一もしくは複数のブローカーまたは連動先ファンドが取引もしくはその他売買を行うその他の法主体（取引の実行もしくは決済を行いもしくはその媒体となるブローカーもしくは決済機関またはブローカーの副保管人を含むが、これらに限定されない。）により保有されることができる。かかるブローカーまたはその他の法主体により保有される連動先ファンドの資産が、その利益のために再使用され得る旨を、かかるブローカーまたはその他の法主体との間に合意することができる。したがって、連動先ファンドの資産は、かかるブローカーおよびその他の法主体の信用性および支払能力のリスクにさらされるものと考慮すべきである。

相手方当事者、ブローカーまたはかかるその他の法主体の破産または支払不能が発生した場合、連動先ファンドは、そのポジションの清算の遅延および著しい損失（連動先ファンドの親ファンドが連動先ファンドの権利の行使を追求する期間中におけるその投資価値の下落、当該期間中に連動先ファンドの投資の利益を実現する能力の欠如ならびにその権利の行使の追求において被る報酬および費用を含む。）を被る可能性がある。

(他の投資事業体に起因する利益相反)

投資先ファンドのマネージャーおよびその関係者は、他の投資ビークルに参加し、かつそのスポンサーとなり、また、追加の顧問顧客を有する。また、かかるマネージャーは、将来当該顧客またはビークルを増加することもできる。当該ビークルおよび勘定は、運用報酬または業績連動報酬、投資目的および流動性の条件に関して異なる報酬の取決めを行うことができる。かかる複数の事業体または顧客が存在することにより、必然的に多くの利益相反が生じる。マネージャーは、顧客により管理される事業体について所有権を有するかまたは有さないことができる。また、当該事業体または顧客は、異なる事業体に異なる所有権を有することもできる。これにより、異なる事業体のパフォーマンスに関して潜在的な利益相反が生じる。

(分散化の不足)

連動先ファンドは、限られた数の投資戦略を実施している限られた数の投資スキームに集中している投資戦略に従う。連動先ファンドは一般に、かかる投資スキームに、より大きく不利な価格変動があれば、市場変動に対して不釣り合いまたは相関性のない損失の危険にさらされることがある。更に、連動先ファンドは、運用実績に関して、限られた人数のマネージャーの専門知識および能力に大きく依存する。

上記の連動先ファンドに伴うリスクは、連動先ファンドの副管理会社（リクソー・アセット・マネジメント）により監視される。

14. 関係会社取引

投資有価証券

ファンドは、ソシエテ ジェネラルまたはその子会社が発行する以下のスキームに投資していた。

	投資の公正価値純額	保有持分
	2015年1月30日	2015年1月30日
	(米ドル)	(%)
ユーロ・ミディアム・ターム・ノート (EMTN)	7,807,712.69	100.00

	投資の公正価値純額	保有持分
	2014年1月31日	2014年1月31日
	(米ドル)	(%)
ユーロ・ミディアム・ターム・ノート (EMTN)	9,567,469.41	100.00

EMTNはSGAソシエテ ジェネラル・アクセプタンス・エヌ・ブイにより発行され、その運用実績は管理会社により管理される連動先ファンドに連動している。

管理会社であるリクソー・アセット・マネジメントも、ソシエテ ジェネラルの全額出資子会社である。

15. 財務書類の承認

当財務書類は、2015年7月23日付で受託会社および管理会社によって承認された。

(3) 投資有価証券明細表等

「(1) 貸借対照表」ならびに注記1、2(d)、13(a)および14の項目を参照のこと。

V. お知らせ

運用報告書（全体版）について、交付に代えて電磁的方法により提供する旨を定めるための信託証書の変更を行いました。